

令和7年度事業計画

学校法人 二戸学園

学校法人二戸学園 令和7年度事業計画 目次

<序文>	・・・1
<建学の精神>	・・・2
I. 大学の教育	
1. 学生受入れ	・・・2
2. 学生支援の強化	・・・3
3. 学修環境の充実	・・・5
4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定	・・・6
5. 教育内容（教育課程）の充実	・・・7
6. 教育方法の充実	・・・8
7. 教育活動の評価	・・・8
8. 教育・教員組織の整備	・・・9
9. 教学ガバナンスの強化	・・・10
II. 大学院の教育	
1. 大学院生の受入れ	・・・10
2. 大学院生の教育	・・・10
3. 大学院の運営体制等の整備	・・・11
III. 大学の研究活動	
1. 研究の重点化と特色ある研究の推進	・・・11
2. 研究活動を活性化するための支援体制	・・・12
3. 若手研究者への支援	・・・12
4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備	・・・13
5. 研究成果の発信と管理	・・・13
6. 研究倫理の徹底	・・・14
IV. 大学の社会貢献活動等	
1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進	・・・14
2. 本学の活動の社会への情報発信の充実	・・・15
3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備	・・・15
V. 法人及び大学の管理運営	
1. 法人ガバナンスの強化	・・・16

2.	コミュニケーションの円滑化	・ ・ 1 6
3.	コンプライアンスの体制強化と推進	・ ・ 1 6
4.	リスク管理体制の整備と強化	・ ・ 1 7
5.	業務執行体制の見直しと人事管理	・ ・ 1 8
6.	効率的な事務体制の構築	・ ・ 1 8
7.	各種会議（委員会）の見直しと活性化	・ ・ 1 8
8.	給与体系の検証	・ ・ 1 9
9.	職員の資質向上	・ ・ 1 9
10.	広報活動の推進	・ ・ 1 9
11.	情報の公開（透明性の確保）	・ ・ 2 0
VI. 法人の財務及び会計		
1.	財務基盤の安定化	・ ・ 2 1
2.	外部資金の獲得	・ ・ 2 1
3.	経常費補助金の確保	・ ・ 2 2
4.	寄附金の創設	・ ・ 2 2
5.	会計システムの健全化	・ ・ 2 2
6.	適切な会計監査の実施	・ ・ 2 2
7.	中期計画の遂行に伴う予算の確保	・ ・ 2 3
VII. 外部評価の受審		・ ・ 2 3
VIII. 附属幼稚園		
1.	教育・保育内容の充実	・ ・ 2 3
2.	園児の確保	・ ・ 2 4
3.	運営体制の整備	・ ・ 2 4
4.	施設・設備の充実	・ ・ 2 5
IX. 北上認定こども園		
1.	教育・保育内容の充実	・ ・ 2 5
2.	園児の確保	・ ・ 2 6
3.	運営体制の整備	・ ・ 2 6
4.	施設・設備の充実	・ ・ 2 7
X. 仙台看護学部の設置準備		・ ・ 2 7

学校法人二戸学園 令和7年度事業計画

<序文>

本事業計画は、令和2年度から令和7年度までの中期計画を基に、前年度までの実績の検証結果等を反映させて策定している。具体的には次ページ以降に詳記しているが、令和7年度が今期中期計画の最終年度であることを勘案しつつ、特に本年度留意していく点や力を入れていくべき事項について以下に記す。

【大学】

大学についての最も大きな課題は、これまで継続して取上げてきた大学運営の基盤となる学生確保についてである。学生の進路決定に最も影響すると考えられるのは、保護者ととも高校の進路指導教員のアドバイスであると言われている。このため、本学においても、高校訪問の拡充やこの間継続して実施している高校教員を対象にした「進路指導教員懇談会」を通して、本学の教育（丁寧な学修指導等）への理解を深めてもらう活動をこれまで以上に強化していく。また、指定校推薦制度入学者については良好な修学状況であり、特待生制度の実績の検証と併せて、より学生の確保に結び付くよう内容の充実に努める。

もう一つの課題は、入学後の学生の学修力の課題である。令和4年度から実施している新カリキュラムは基礎学力の向上を目的として基礎科目の強化を図っており、これに新たに正課外学修として e-learning を活用した初年次教育を組合わせた取組を行ってきた。本年度は、本学の使用しているテキストに連動した教材に変更し、さらに充実した初年次教育となるよう努める。

【大学附属幼稚園及び大学附属北上認定こども園（幼稚園及びこども園）】

二戸の「大学附属幼稚園（幼稚園）」については、園児の確保や運営等は比較的良好な状況が続いているが、将来的には少子化の影響による課題も出てくるものと考えられる。このため、これまで以上に地域に愛され、質の高い教育と保育を維持していくとともに、園の魅力を広く地域に知ってもらう活動をさらに充実させていく。

また、昨年度、新たに北上市に開設した「大学附属北上認定こども園」については、順調な園児の確保が続いており、今後も北上市の協力や二戸の幼稚園とも知見を共有しながら、地域に愛され、質の高い教育・保育を展開できるよう、職員が一体となって取組んでいく。

【法人】

社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための改正私立学校法及びそれに則して変更した寄附行為が令和7年度から施行される。今年度は、これに基づき適切な法人運営体制を構築する。また、今年度は次期中期計画（2026～2031年度）の策定を行うこととなる。このため、内部質保証体制図をベースに中期計画・評価委員会が中心となり、第一期中期計画（2020～2025年度）の達成状況を検証するとともに、中央教育審議会答申（令和7年2月21日）を踏まえ、健全で持続的な経営に資する計画の策定に向けて準備を進めていく。

加えて、昨年度、本法人は、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター敷地内の建物を活用し看護大学を設置・運営する事業の実施事業者として決定された。これに伴い、本年度より所要の開設準備を進めていく。

以上、大学等の設置学校の現状や社会情勢を的確に認識し、役員と教職員が、本事業計画に盛り込まれたさまざまな課題と目指すべき方向性を共有し、一致協力してその実現に努めていきたい。

<建学の精神>

人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献する ケア・スピリットを備えた保健医療人

I. 大学の教育

1. 学生受入れ

(1) 優れた資質を持つ学生確保のため、次のような取組みを推進

- ① 引続き、高校訪問・出張講座等を積極的に進めるとともに「進路指導教員懇談会」の更なる充実を図り、高等学校への積極的な働きかけを進めていく。
- ② 指定校推薦制度により一定の入学者確保ができています。指定校推薦制度で入学した学生の修学状況は他の入試により入学した学生よりも良い傾向にあることから、今後さらに指定校からの受験者を増やすよう取り組んでいく。
- ③ 1～2年生に対する専門基礎科目の強化を図るため、これまで使用してきた e-learning 教材を本学の使用しているテキストに連動した e-learning 教材に変更し、学修成果を追跡することにより初年次教育のプログラム内容や実施方法等の見直しを行う。さらに、初年次教育の充実により、その後の専門基礎科目、専門科目の効果的な履修に繋げ、大学全体の学力や魅力度の向上を図ることにより、優れた資質を持つ学生確保への好循環を目指す。また、新たに初年次教育を担当する初年次教育 WG を立上げ、取り進めることとする。
- ④ 特待生の入学後の履修状況等の検証を継続し、優秀な学生確保という本制度導入趣旨が達成できるよう注視していく。

(2) 受験動向の分析と新たなニーズを踏まえた入学者選抜試験の実施

- ① 入学試験方法と入学後の学修成績の関連性やこれまでの本学及び全国的な受験動向の分析により、一般推薦入試による入学生の偏差値が低い傾向が顕著になってきており、検証結果に基づいた新たな対応策（入試日程、試験内容、入試広報等）を検討する。
- ② 大学共通テストへの参加については、引続き情報収集に努めるとともに、当面は本学入試の改善等に注力するものとする。

(3) 障害のある学生の受入れの検討

障害のある学生の受入れ及び入学後の修学支援については、昨年度に策定した「岩手保健医療大学障害学生支援に関する基本方針」や「岩手保健医療大学障害学生修学支援規程」等に基づき対処するとともに、教員対応要領等を作成し、適切な支援に努める。また、臨地実習における合理的配慮については、実習施設の理解や協力が必要であり、障害学生支援担当会議と実習委員会とが連携して運用を進める。

2. 学生支援の強化

(1) 学修支援

学生への学修意欲の向上及び主体的な学びを重視した学修方法を身につけられるよう、以下のような施策を推進する。

- ① 各学生の期末試験毎の結果を把握し、教学委員会と学生委員会がその情報を共有する。特に1～2年生に対しては後期のアドバイザー教員による面談時に試験結果を基に個別の指導を行い、学修不振者への対応については面談時の情報を両委員会が共有し、継続的な支援を行うことにより留年者ゼロを目指す。また、休学者の復学時や留年者に対しては、復学後の履修指導と学修面の支援を強化する。また、3～4年生に対しては、国家試験対策支援委員会やキャリア支援室と協働して学生ごとの状況や個性に合った対応を行う。
- ② 新カリキュラムの完成年度に当たり、全教科目について「授業評価アンケート」や科目担当者から改善点などの聴取を行い、それらをもとに教育方法、指導方法等の改善・充実を含めたカリキュラムの見直しを行う。また、1年生に対しては、入学時のオリエンテーション期間を活用して専門基礎科目への導入のための正課外授業を行い、後期には専門基礎科目の補習を計画する。
- ③ 学生の学修意欲を高めるため、卒業時の成績優秀者の表彰を継続する。また、入学後の成績優秀者への特待生制度については、適正な評定を行うことにより、学修意欲の向上に結び付くような運営に努める。
- ④ 後援会総会開催日に実施している保証人面談について全保証人に周知する。特に欠席や遅刻が目立つ学生や学業不振の学生については、保証人との面談が適切に実施できるよう検討する。

(2) 生活支援

学生と教職員との意思疎通を基盤とした、以下のような組織的な生活支援を推進する。

- ① 学生生活実態調査を活用した学生支援
 - ア、前年度の「学生生活アンケート」の結果を踏まえ、改善すべき点（学修環境や学修支援等）を抽出し、引続き関連部署と共同して対応を検討する。なお、今年度実施するアンケートについても、調査項目・内容が社会環境や学生の変化に対応したものとなっているか、学生の要望等を捉えやすい内容となっているか等について十分に精査し、適切な内容に改善して実施する。
 - イ、1、2年生については、主に生活支援を主としたサポートを行うため学生10人程度に1人のアドバイザー教員を配置し、年に2回の定期面談を行う。3、4年生は学年に2人のアドバイザー教員を配置し必要に応じて学生面談を行う。また、学生委員会の中で「気になる学生」の情報は引続き教授会で共有し、学生指導に適切に活用していく。
- ② 学生の心身の問題への対応
 - ア、カウンセリングの周知については、前年度と同様にカウンセラーに依頼し、紹介動画を入学時や進級時のガイダンスの際に上映する。「カウンセリングを受けたいが授業と重なり利用できない」という意見が学生から寄せられており、カウンセリ

ングの機会（対応可能回数）を増やす等の検討を行う。また、急な健康障害の対応については、近隣クリニックの理解を得て連携して対応していく。

イ、「ルーム1（保健室）」に看護師や臨床心理士等の専門家を常駐させることについては引き続き検討していく。

ウ、新型コロナウイルスが5類に移行してから1年以上経過しているが、引き続き危機管理本部の方針に基づいて適時適切な対応に努める。

③ サークル活動等の課外活動への支援

ア、学生自治会活動やさんさ踊り、大学祭などの体験が学生の成長に有意義なものとなるような支援に努める。サークル活動については学生が自主的に行うものであり、希望する団体については適切な支援を行う。

イ、学生のさまざまな活動についての表彰制度は定着化してきており、引き続き本制度の運用を行う。

(3) 留年対策

留年生を出さないよう、以下のような施策を推進する。

- ① 留年対策として、各学期の授業ガイダンスにおいて、単位取得の基本的な考え方や期末試験結果後の再試験等についての詳細な説明（単位取得のための最低条件等）を引き続き行っていく。
- ② 復学者に対しては、復学後の単位履修や進級要件等について、個別に丁寧な指導を行う。
- ③ 1年生及び2年生の成績不振者に対して、初年次教育担当で対応を検討するとともに、各学年の担当アドバイザー教員の協力を得て適切な支援策を講じ、留年者ゼロを目指す。
- ④ 仮進級の学生や留年生に対しては、教学委員会と学生委員会とが連携し、保証人への連絡、面談の実施も含め、学修進度に応じた適時適切な対応を強化していく。

(4) 国家試験対策の充実

国家試験への対策については、国家試験対策支援委員会を中心に、学年進行に応じた以下のような施策を実施する。

- ① 国家試験合格状況、国家試験終了後に実施した卒業生のアンケート調査結果等を踏まえ、国家試験模擬試験の実施時期や回数等の支援内容を検討する。また、引き続き低学年の国家試験対策の支援内容について検討する。
- ② 国家試験終了後に実施した卒業生のアンケート調査結果から得られた学修課題や学生の意見・要望を把握・整理し、国家試験対策講座や学内補強講座の回数、内容等に反映させていく。また、模擬試験成績不振者に対する支援強化策を検討し、実施する。
- ③ 4年生には国家試験対策に集中してもらうため、3年生後期から業者による就職活動に関するガイダンスを実施する。就職活動については、4年生全員に随時必要な情報を提供するとともに、卒業研究ゼミナール担当教員に対しても学生が前期中に進路を決められるよう就職活動に関する支援を要請する。
- ④ 引き続き国家試験対策支援委員会が中心になって、学生同士が互いの学修をフォロー

し合う国家試験対策学生委員による各種の活動を支援していく。

(5) 学生の意見の大学運営への反映

学生の意見が大学運営に反映するよう、以下のような施策を推進する。

- ① 「学生生活アンケート」から得られた結果を教学委員会と学生委員会が協働して分析し、さらに効果的な学修指導や生活指導について検討する。
- ② 「授業評価アンケート」の評価・分析結果を各領域のメンバー間で共有し、授業方法、授業内容等の質の向上に繋がるよう検討する。
- ③ 教学委員会と学生委員会が協働して成績不振学生に対する支援を充実させ、留年者の減少に努める。特に1、2年生に対しては、初年次教育担当者間で不振の原因を究明し、対応を検討する。また、各学期開始時にアドバイザー教員による学生面談を実施し、学修状況と生活実態の把握に努め、学修指導に活用していく。

(6) 就職支援及びキャリア支援システムの構築

国家試験対策、就職支援及び就職後の助産師、専門看護師等のキャリアパスに関する支援の充実のため、以下のような施策を推進する。

- ① 4年生の進路決定100%と、県内就職率50%を目指す。今年度も県内外の医療機関・行政機関からの募集情報を学内メールを活用し適時、迅速な周知に努める。特に、県内の医療機関の就職説明会や病院見学の情報を収集し、学生の参加を促す。また、医療機関から届いたパンフレット等の情報は、随時就職支援室に整理・保管するとともに、メールや学内掲示によって適時提供していく。
- ② 年度初めのオリエンテーションにおいて、医療機関が実施するインターンシップについて学生自身がホームページ等を通じて情報を収集し、履修スケジュール等と照合して可能な限り参加するよう促す。また、オンラインによるリクルート情報がある場合は、その都度、学生への周知を図る。
- ③ 就職支援のさらなる充実のため、学生の意見を聴取し、就職支援室の利便性の向上とその活用を推進していく。また、卒業生の就職試験情報についての有益性の周知を図り、閲覧数を増やす。
- ④ ホームページに卒業生向けのキャリア支援の専用ページを設け、大学院の受験案内、大学が実施する公開講座や研修会情報、岩手県医療局のUターン就職情報等を逐次掲載するなど、卒業生のキャリア支援に繋がる取組を進める。

3. 学修環境の充実

(1) 教育用設備・備品及び図書の実充

引続き、学生や教職員の要望による選書リストに基づき資料の充実に努める。また、電子書籍については、学外からのアクセスが可能であり実習期間中の学修にも役立つことから、今後とも導入を進めていく。

(2) 学生のニーズを反映した図書館の整備

- ① 引続き、学生や教職員の図書館利用状況のデータを収集し、図書館運営の参考とするとともに、ホームページを活用した新着情報等の発信も強化し、図書館の利用促進を図る。また、他大学図書館等との相互貸借を活用しながら効率的かつ効果的な資料

提供に努め、学生支援を強化していく。

- ② 学生生活アンケートの結果から、新たなスペースの検討や既存スペースの改善・充実に検討する。特にラーニングコモンズについては荷物による席の占拠が常態化していることから、改善に向けて注意喚起の工夫や使用ルールの徹底を図る。

(3) 情報環境の充実

図書・情報管理委員会で策定した情報関連機器の更新計画に基づき、着実な整備に努める。

4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定

(1) 進級要件の見直し

令和4年度入学生から設定した進級要件について、令和6年度に修正を加えており、当該進級要件の適正かつ円滑な運用に努める。また、旧カリキュラム適用の学生に対しては、旧要件を基に適切な個別指導を行う。

(2) 臨地実習の履修要件の見直し

- ① 今年度が新カリキュラムの完成年度に当たることから、学生便覧に臨地実習の履修要件を明確にし、進級時ガイダンス、入学時オリエンテーションや各実習オリエンテーション等の機会を通して周知を徹底する。また、臨地実習形態に応じた評価の基準について学生及び教員に周知を徹底する。旧カリキュラム履修学生に対しても履修条件について進級時ガイダンスや実習オリエンテーション等を通して個別に説明し、周知の徹底を図る。
- ② 看護技術マトリックス表及び学生の看護技術到達度表の活用状況を評価・検証し、適切な修正を行う。また、学生の習熟度に合わせた適切な実習時期を検討し、新カリキュラムに反映させる。さらに、本学のディプロマ・ポリシーの達成に繋がる演習及び実習における指導方法等について各領域で検討を継続する。

(3) 単位認定における成績評価の見直し

成績評価は、「秀、優、良、可、不可」の5段階評価とし、適切な運用に努めている。なお、旧カリキュラムの4年生（留年生）については、「卒業研究ゼミナール」の単位数が変更になっているため、履修時間に注意するとともに、旧制度による4段階の評価基準で適切に評価する。

(4) GPA(Grade Point Average)制度の導入

令和4年度から導入したGPA(Grade Point Average)制度を適切に運用し、学生個別のきめ細かい学修指導に活用していく。また、科目全体の履修状況の把握に留まらず、専門科目（看護学領域）の履修に必要な学修に繋げられるような活用についても検討を進める。

(5) 卒業認定要件の見直し

卒業認定要件とディプロマ・ポリシー及びカリキュラムとの相互の関係性についても「カリキュラム・マップ」として整理し、学生便覧、ホームページに掲載し、学生がこのことを意識して学修を進めるよう指導を徹底する。

(6) 卒業時にコアコンピテンシーと卒業認定要件の見直し

コアコンピテンシー（卒業時に修得すべき能力）の修得状況と卒業認定要件の関係性を卒業生を含めて検証し、教育課程、教育内容、教育方法等の適切性を高める。また、令和6年度の卒業生が旧カリキュラムの最後となり、新カリキュラムの学生との修得状況等の比較を行う。

5. 教育内容（教育課程）の充実

(1) 教育課程の見直し

- ① 今年度が新カリキュラムの完成年度であり、特に4年次の新規科目について専門領域が協働して実施する科目であるため、内容を精選し適切な授業を展開する。また、教学委員会内にWGを立ち上げ、今年度までの4年間の授業評価結果や学修状況などを基に、各科目の順序性や授業内容などを検証し、次期カリキュラム改正に向けた検討を行う。
- ② 4年次における教科目について学修の順序性や「授業評価アンケート」結果などを基に、国家試験対策の進行などを考慮して必要な改善策を検討する。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性の確立

- ① 年度末に実施する4年生に対する「DP（ディプロマ・ポリシー）アンケート」結果を基に、新カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについての整合性を確認する。また、本アンケート結果を参考にして、新カリキュラムでの教育の展開が当初の想定どおりできているかどうか検証する。
- ② 全学年に対し学年当初のオリエンテーションにおいてカリキュラム・マップを活用して学修計画を立てるよう周知を図るとともに、アドバイザー教員による面談時にも本マップを活用した履修指導を継続して行う。後期開始時のガイダンスにおいても再度カリキュラムについて説明し、学生に自らの学修計画の見直しや再確認を行うよう促す。なお、新入生に対しては、入学時のオリエンテーション期間中に4年間の学修計画についてのカリキュラム・マップを配布して説明を行い、適切な履修に繋げる。
- ③ 新カリキュラムのカリキュラム・ポリシーと開設授業科目との関係性、さらにはディプロマ・ポリシーとの整合性についても継続して検証を重ね、次のカリキュラム改正の基本的資料として蓄積していく。

(3) ディプロマ・ポリシーに基づくシラバスの作成

「シラバス作成マニュアル」に基づき、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム（新旧）との整合性、科目間の統一的な評価基準に配慮したシラバスとなるよう努める。なお、各授業科目のシラバスには「対応DP（ディプロマ・ポリシー）」の項目を設け、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を学生に分かりやすいよう明示するとともに、カリキュラム・マップを活用したディプロマ・ポリシーとの関係性の周知に努める。

(4) シラバスの改善充実

一昨年度からシラバスの統一を図るため全教員（非常勤講師を含む）に義務付けたシラバスセルフチェックについて実施する。また、「授業評価アンケート」結果を参考

に授業内容の改善の有無を検討し、科目担当教員へ通知し改善に結び付ける。

6. 教育方法の充実

(1) 自ら問題解決できる能力を養うためのアクティブ・ラーニングの推進

- ① 各領域の特色に着目したシミュレーション教育方法についての検討を継続する。
- ② 各領域の特色を踏まえ、情報環境の整備・充実に努め、ITを活用した質の高い教育方法等について教学委員会と図書・情報管理委員会が協働して検討を継続する。
- ③ 各領域で実施されているアクティブ・ラーニングの活用状況を全教員が共有する機会（研修の実施等）を設けるなど、授業手法の充実に関する情報共有できる場を検討する。

(2) 授業評価アンケートの実施結果を受けた教育課題の解決

- ① アンケートの回収率が低迷していることから改善策を講じるとともに、「授業評価アンケート」の結果から、共通して改善すべき事項、個別の教員に改善を求める事項等を抽出・整理し、その結果を各教員に周知し、改善に繋げていく。
- ② FD委員会と教学委員会が連携して、上記改善すべき課題を整理し、関連するFD研修等を実施する。

(3) 基礎的能力を高めるための授業科目等の開設

新入生の基礎学力の向上を図るため、入学前教育と、入学早期に e-learning 教材を活用した正課外教育を実施する。さらに、正課教育と専門基礎科目への連動を意識して e-learning 教材の活用をメールや掲示板などで利用を促す。また、初年次教育担当を明確にし1~2年次までの専門基礎科目の強化を図る。

(4) 看護実践現場と連携した教育の推進

- ① 複数領域合同の全体会議や実習担当領域毎の会議を継続し、質の高い実習の実施のための情報交換と情報共有の場となるよう努める。また、実習指導者には、今後の実習指導がその鍵を握ることを伝え、本学の実習に関する基本的理念や実施方針等を理解してもらうことにも努める。
- ② 全教員を対象に、令和7年度は実習インシデント報告を通して、学生の学びを引き出す面接技術やインシデント分析技術などを習得し、教員の指導力を強化する研修を実施する。
- ③ 実習打合せ会議や実習前の研修などの機会を活用して実習施設に対し調査を行い、研究ニーズを把握する。また、臨地実習を円滑に行うために必要な機関内の環境調整として、組織内で実習生受け入れに対する合意形成を行う。

7. 教育活動の評価

(1) 授業点検・評価方法の見直し

- ① 例年どおり「授業評価アンケート」を実施し、各教員の授業改善策等を含めて本結果をホームページ上に公開する。また、本調査結果を分析し、アンケート項目、方法等の改善策等の検討を進める。
- ② 「授業評価アンケート」結果を反映した各教員の授業改善に係る報告内容を分析し、

改善・見直しの要点等を FD 委員会から教学委員会に提供し、今後の授業改善等の参考資料とする。

- ③ 教育の質を高めるため、前年度に引続き教員相互の授業参観を実施し、参観修了後には授業実施方法等に関する意見交換の場を設ける。

(2) FD・SD 活動の活性化

- ① FD、SD の合同研修について、研究倫理やハラスメント防止等、教員と事務職員が共に研修していくにふさわしいテーマを設定し、計画的に実施する。
- ② FD 委員会と教学委員会が協働して実施してきた「授業評価アンケート」結果等を基にした授業改善に加え、近年課題の一つとなっている障害を有する学生についての対応も継続して検討していく。具体的には、個々の障害に応じた教育的課題を整理し、障害に対する理解を深めるとともに、対応すべき留意点等の知見を高める FD 研修の実施を検討する。

(3) 現行カリキュラムの評価と改善

本年度は、新カリキュラムの最初の卒業生が出る年であり、ディプロマ・ポリシーの到達度についての調査を行い、過年度卒業生との評価比較を行う。また、令和6年度入学生までの学生の履修状況を基に1年次に新設した看護の基礎科目についての評価・検証を行う。さらに、旧カリキュラムの最終学年(令和3年度入学生)と新カリキュラム(令和4年度入学生)の履修状況などを比較し、カリキュラム改定の参考資料とする。

8. 教育・教員組織の整備

(1) 教員の採用・昇格の基準の明確化

- ① 本年度は大学院担当教員の資格基準等を本学の状況に見合ったものとなるよう見直しを行い、それに基づいて適切な採用・昇格等の審査を行っていく。
- ② 今後とも質の高い教育を展開していくため、「岩手保健医療大学教員人事方針」に基づき、昇格人事と新採用人事を適切に組合せて、教員配置等、適切な教員組織の整備に努める。
- ③ 教員の昇任・昇格等の人事については、「教員選考基準に係るガイドライン」を本学の状況に見合ったものになるよう再検討するとともに適切な運用を行う。
- ④ 教員評価(考課)制度については、本年度実施した結果を検証し、さらにより良いものに整備する。

(2) 医学系の専任教員の配置の検討

医学系専任教員(教授)の活躍により、基礎医学関連の教育の充実がさらに図られるように進めていく。

(3) 学生キャリア支援室の整備

- ① 各学年に応じたキャリア支援計画を立案し、随時の情報提供を行うとともに、4年生に対しては、卒後支援についての説明も行う。また、卒業生や医療関係者の卒後教育に関するニーズを把握し、具体的な支援策を検討し、ホームページを通して周知を図る。

- ② 学生に対するキャリアガイダンスについては、従来どおり専門業者による各学年に合わせた計画的なセミナー等を実施する。また、保健師課程の学生には、自治体のインターンシップ参加の支援や公務員試験対策の情報・対策等を提供していく。

9. 教学ガバナンスの強化

(1) 学長のリーダーシップと教授会の役割・機能の明確化

- ① 学長補佐のうち1名は途中退職に至ったことを受けて、今後は学長補佐としての役割を見直し、設置趣旨に即した運用に近づけていく。
- ② 教授会の中で各委員会の活動状況の情報共有を継続するとともに、協働しての対応が必要な案件については、円滑な対応ができるよう進めていく。

(2) 各委員会の役割と機能の見直し

各委員会は、引続き所掌する基本的事項についての活動等を進めるとともに、これまでの活動状況と課題を検証し、所掌事項の見直しや必要に応じて規定の改正等を行なう。

II. 大学院の教育

1. 大学院生の受入れ

(1) 学生確保のため、次のような取組を推進

- ① 大学院の担当教員の若返りが図られた中で、引続き魅力的で安定した指導ができる大学院であるよう努め、これまで以上に本大学院の魅力や特色を関連施設（大学、医療機関等）に広報・周知し、学生確保に努める。
- ② 学部卒業一回生が臨床経験5年目になることを受けて、本学卒業生に向けて、大学院進学に関する情報をホームページ上に掲載するとともに、大学院での教育の意義について直接・間接に働きかける機会を作り、学生確保に結び付けていく。

2. 大学院生の教育

(1) 各看護学領域毎の履修指導の実施

- ① 学生の研究目的を明確化し、これに沿った適切な履修計画の策定について丁寧な指導、助言を行う。
- ② 長期履修生制度の活用を希望する学生には、院生の実態に合った履修計画を指導するとともに、入学後も円滑な履修ができるよう支援していく。

(2) 柔軟な教育の実施

- ① 対面形式の授業の他に、Zoomを活用した遠隔授業も取り入れるなど柔軟に対応し、院生の学修上の利便性を高める。
- ② これまでの大学院生の履修実績から、引続き平日の他に土曜開講を組み合わせることによって、無理なく単位取得ができるよう弾力的な運用を行う。

(3) 研究指導の充実

- ① 大学院生一人ひとりに主研究指導教員と副研究指導教員を配置し、研究の進展に応

じた適切な指導を行う。

- ② 研究計画について、3つの専門領域及び7つの専門分野を超えて、幅広く意見交換を図る場として「研究計画概要発表会」を開催し、より丁寧な論文指導に繋がるよう努める。

(4) 学修環境等の整備

引続き、大学院生の学修環境の整備に努めるとともに、学部施設との相互利用が円滑に実施できるように調整する。

3. 大学院の運営体制等の整備

(1) 運営組織の整備

引続き、大学院教授会を中心に適切な大学院運営に努めるとともに、学部教授会との連携と情報の共有化に留意する。

(2) 大学院運営に必要な各種規程の整備

大学院運営に必要な各種規程等は概ね整備できているが、これまでの実績を基に、必要に応じて既存の規程の見直しや新たな規程等の整備を検討する。

III. 大学の研究活動

1. 研究の重点化と特色ある研究の推進

(1) 地域の医療・福祉等の関連機関や団体と連携した研究の推進

引続き、プロジェクト課題の学内共同研究として、「ケア・スピリット、地域包括ケア、岩手の健康課題、看護教育、ICT活用と看護、災害看護、新型コロナウイルス感染症、男性看護学生・男性看護師」等のキーワードを含んだ研究を募集し、新たな研究に積極的に取り組んでいけるよう支援する。また、学内の研究の芽を育成するとともに、地域の関連機関や団体と連携した研究を推進する。

(2) 大学間連携による研究を推進

- ① 他大学との学術交流について、具体的研究分野、相互の交流メリット、可能性等について引続き検討を進める。
- ② 「いわて高等教育コンソーシアム」を通じて他大学との学術交流を推進する。また、いわて高等教育地域連携プラットフォーム「いわての次世代看護人材育を考える会」において、3大学（本学、県立大学、岩手医大）と岩手県保健福祉部等との情報・意見交換、交流を継続する。

(3) 領域横断的な研究の推進

「大学が提示する共同研究プロジェクト課題」及び「申請者が自主的に設定する課題」において、領域毎の共同研究を推し進める。

(4) 教育実習先の医療機関等の看護職者等との共同研究の推進

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を見極めつつ、実習先の看護職者をはじめとする医療・福祉の専門職等との情報交換を行い、研究ニーズや共同研究課題を発見し、具体的な研究方法等について検討を進める。

(5) 領域ごとに、特色ある研究の推進

学内共同研究費を活用し、各領域が特色ある研究を進められるよう支援する。

(6) ケア・スピリットに関する研究の推進

- ① 臨床における医療・看護に係る倫理の在り方と、その核となり得るケア・スピリットに関する研究を引続き推進する。また、学内外の教員・医療従事者と協力して、科学研究費補助金による研究等、具体的な倫理的課題に関する共同研究を進める。
- ② 現代の医療・介護現場における臨床倫理の必要性について、蓄積してきたノウハウを学部や大学院教育に活かすとともに、新たに始めた「もやもやカフェ盛岡」及び「臨床倫理セミナー」等を通じて、岩手県を中心としながらも全国の医療・ケア従事者への発信を展開する。また、臨床倫理に関連した臨床研究に対するアドバイスを積極的に展開する。

2. 研究活動を活性化するための支援体制

(1) 研究推進のための情報交換とフォローアップ体制の構築

- ① 各教員が進めている研究について、年度当初の研究計画書の提出、年度末の研究報告書の提出によって研究意欲の向上を図る。また、「学内研究報告会」において、個人研究や共同研究についての情報交換の活発化を図る。
- ② より質の高い研究が進められるよう、各教員が実施する研究に係る計画書の申請段階から教授陣からのアドバイスを行う。また、科学研究費補助金の申請支援に関するFD研修等の機会も活かし、他領域の教員との意見交換の機会や接点を増やす試みを進める。
- ③ 各教員の研究に対するフォローアップの方法と組織的な支援として、研究委員会が研究の進捗に合わせた適時の確認と助言等を行う。特に倫理審査が必要な研究については、研究の実現可能性と計画的な研究の推進のため、早期の倫理審査申請の必要性について周知を図る。

(2) 研究推進のための研究環境の整備

- ① 学内共同研究の審査は、研究委員会と全教授が協働して行うものとし、適切な課題選定と適正な研究費の配分を行う。
- ② 先端的研究機器については、使用状況・使用頻度の実態把握とニーズ調査を実施し、導入を検討する。
- ③ 研究時間の確保のための研究日の設定については、現状の実習負担、大学運営の負担（委員会活動等）の実態を検証し、引続き検討する。
- ④ 引続き、外部資金を獲得するための努力をする者に、インセンティブを与える方策を検討する。また、共同研究の促進のための環境（研究経費、研究時間の確保等）の整備に努める。

3. 若手研究者への支援

(1) 若手研究者の育成

若手教員の研究以外の業務負担の実態を把握し、それぞれの実態に合った研究支援

と育成の在り方を検討する。また、若手教員の育成の観点から領域内での共同研究の立上げを推奨する。

(2) 学位未取得教員への支援

学位（修士、博士）未取得の若手教員の大学院進学については、本学の将来的な教員体制の整備の観点、研究体制の必要性から、学内や各領域における業務配分に配慮しながら、大学として積極的に支援していく。

(3) 研究に対する助教、助手への支援

引続き、若手教員の自立的、自発的研究が適切に進められるよう、各領域の実情に応じ指導方法や指導の視点等を検討し、支援していく。

4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備

(1) 科学研究費補助金の獲得

科学研究費補助金等の外部資金獲得に繋がる基盤となる研究業績を積むため、学内共同研究費及び個人研究費を活用した個人及び共同研究を活性化させる。

(2) 競争的外部資金の獲得の促進

科学研究費補助金等の競争的外部資金の情報収集に努め、教員への情報提供を確実に行っていく。

(3) 科学研究費補助金申請等に係る個別支援の強化

科学研究費補助金申請を支援するセカンドオピニオン体制を適切に運用するとともに、各領域においても、申請段階での助言、採択後の個別フォローアップを強化する。

(4) 科学研究費補助金申請に関する FD の継続的な開催

研究委員会と FD 委員会が協働し、科学研究費補助金の申請に関する研修会を継続して開催する。

(5) 外部資金の申請書作成を支援するための学内体制の整備

各種外部資金の申請書作成を支援する人材の確保について、必要な財源の確保等（間接経費の活用等）を含め検討する。また、申請に当たって参考となる日本学術振興会が開催する「科学研究助成事業説明会」における情報を各教員に周知する。

5. 研究成果の発信と管理

(1) 各教員の研究テーマや研究業績の公開

ホームページの教員紹介ページに、各教員の研究業績を最新（最近5年間）の情報に更新して掲載する。また、各教員に researchmap への登録、研究活動や研究成果に関する情報の更新を推奨する。

(2) 研究成果の公表・発信

教員の研究成果を各種の学術集会、講演会、公開講座で紹介するとともに、大学のホームページに掲載し、定期的に更新していく。

(3) 大学の研究マネジメント力の向上・整備

質の高い研究の実施や研究活動の倫理性が確保されるよう、本学の研究マネジメントに関するチェックシステムを適切に運用していく。

6. 研究倫理の徹底

(1) 研究倫理審査の適切性の確保

本学の研究が倫理性を確保しながら適切に行われるよう、「研究倫理審査委員会」を定期的に開催し、チェック機能を強化する。

(2) 研究倫理審査後の研究実施状況の把握

各教員は、毎年度（年度末）、当該年度に行った研究の状況を整理し、「研究倫理審査委員会」に報告書として提出するシステムを定着させる。

(3) 研究倫理に関する研修会等の充実

研究倫理に関する本学主催の「研究倫理研修会」を引続き企画・実施する。また、各教員には、JST（科学技術振興機構）が提供する研究倫理教材（eラーニングプログラム）の履修を新任教員と大学院生を除き、5年に1回受講するよう促す。

(4) 研究活動上の不正行為防止体制の整備

研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の不正使用防止に関する各種規程、仕組等の周知を徹底するとともに、これに関するテーマを組込んだ研修会を実施する。

(5) 研究資金の適正使用

研究資金の適正使用等については、関連する規程及びその中で規定されたチェック体制に基づき、適正な運用に努める。また、各教員は、これらの規程に沿って常に自らの点検を心掛けるものとし、会計課による定期点検、監事による監査を通して、さらにその適切性の維持に努める。

(6) 研究資金を統括する専門の事務部門の設置

研究資金の管理は、現状、経理的観点から会計課が受け持っているが、総括部門の体制整備については研究委員会との位置付けも含めてどのような対応が可能か、引続き検討する。

IV. 大学の社会貢献活動等

1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進

(1) 本学の社会貢献活動の実態把握

昨年度整備した「地域貢献事業規程」に基づき、出張講義・公開講座・スキルアップセミナーを三本柱とする地域貢献事業の円滑な運営に努める。また、各教員が社会貢献活動に取り組みやすい環境作りを検討する。

(2) 本学主体の社会貢献活動の推進

- ① 出張講義については、依頼機関（学校、医療機関等）の要望に応え円滑な運営ができるよう、適切な開催時期を設定し、関係機関等へ周知していく。
- ② 公開講座について、これまでの実績を基に運営方法（対象、日程、規模等）等について検討を進め、より円滑な運営ができるよう努める。
- ③ 地域貢献事業としてのスキルアップセミナーをさらに推進し、大学として円滑な運営を支援していく。また、運用初年度であった昨年度の実績に基づき、実施要項の改訂を検討する。

(3) 地域医療機関・施設、看護協会、医師会等と連携した活動の推進

看護協会や実習病院等における講師派遣等のニーズ及び実施方法等に関する意向を把握し、これに基づき具体的な研修等の活動を検討・実施する。

(4) 地方自治体等との連携による社会貢献活動の推進

本学が実施可能な出張講義について、ホームページで広報するとともに、「いわての師匠派遣事業」や地方自治体、学校からの出張講義等の依頼に対して積極的に対応していく。

(5) 大学間で連携した活動の検討

岩手県内3大学（本学、県立大学、岩手医大）による医療（看護）検討部会において「いわて地元創成看護学」をキーワードとした大学間連携について検討を進めてきたが、昨年度から部会を「いわての次世代看護人材を考える会」とし、具体の活動を行うこととした。本部会には3大学に加え岩手県保健福祉部、岩手県医療局も参画していることから、今年度は大学間の連携だけではなく、「地元創成に貢献できる看護系人材の輩出・地元定着」の設置趣旨の実現に向けた取組を進める。

(6) 産業界と連携した社会貢献活動の検討

引続き、地域の産業界の本学に関連する教育ニーズを把握し、連携した実施が可能かどうかについての検討を進める。

(7) 公的機関の諸行政への専門的知見を活かした協力

教員の持つ専門的知見を活かし、地方自治体等の各種の委員会に委員などとして協力していく。

2. 本学の活動の社会への情報発信の充実

(1) 本学の社会貢献活動のホームページによる発信

出張講義・公開講座・スキルアップセミナーのテーマ及び内容を、ホームページを通して積極的に発信していく。

(2) マスメディアへの情報発信

公開講座や教職員・学生の社会貢献活動についての情報を地域のマスメディアに適時発信するとともに、ホームページやSNSを通じて発信する。

3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備

(1) 社会貢献活動の推進のための学内推進体制の充実

- ① 大学としての円滑な社会貢献活動を推進するため、昨年度「地域貢献事業規程」を制定し、円滑な活動を進めてきたが、今年度はさらに学生による主体的な地域貢献活動を支援するため、「地域貢献学生部会（仮）」の新設を検討する。
- ② 今年度から「地域貢献・国際交流委員会」に総務課長が加わり、庶務担当と協力し支援を行う体制を整備する。また、活動内容によっては、学生の協力を得る方策を検討する。
- ③ 引続き、大学の設立の趣旨の実現と大学の知名度を上げるための地域貢献に関する活動状況を理事会等に報告し、助言及び支援を得ながらその充実に努める。

V. 法人及び大学の管理運営

1. 法人ガバナンスの強化

(1) 理事会の機能の充実

- ① 本年度から施行される改正私立学校法及びこれに基づき変更した寄附行為に基づき、理事会を適切に運営するよう努める。
- ② 各理事は、「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、理事会において提示した職務計画に基づき具体的な活動を行う。

(2) 運営協議会の効率的な運営と権限の明確化

運営協議会の構成員は、本会議の設置趣旨（理事サイドと教学サイドの意思疎通、情報の共有、理事会等の事前調整）に沿って、適切な調整等の役割を果たしていく。

(3) 評議員会機能の強化

本年度から施行される改正私立学校法及びこれに基づき変更した寄附行為に基づき、評議員会を諮問機関、監視・牽制機関及び理事選任機関として適切に運営するよう努める。

(4) 監事機能の強化

- ① 「学校法人二戸学園監事監査基準」及び私立学校法の改正趣旨を踏まえて、監事の独立性と公正性の確保及び重層的な監査体制の構築に努め、評議員会とともに法人運営に関しての「監視・監督の役割」を担う。
- ② 「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、各理事が提示した職務計画の実績について適切に評価し、その結果を理事会に報告する。
- ③ 「年度監査計画」に基づき監査の視点等に留意した監査を実施し、業務改善にも結びつく監査となるよう努める。
- ④ 監事、会計監査人、内部監査室による三様監査により、会計監査の質の向上に努める。

(5) 法人運営調整会議の設置

理事長、学長、常務理事、事務局長等を構成員とする「法人運営調整会議」においては、引続き、法人運営や教学事項の情報の共有化を図り、理事会等の議事案件の整理、方向性についての検討を行うとともに、必要に応じ教授会や事務局に対し、対応策の検討を求めていく。

(6) その他

令和7年度からの寄附行為の変更に伴い、改正が必要な既存規程及び新たに必要となる規程等の整備について検討し、遅滞なく理事会、評議員に議案提示の上決定していく。

2. コミュニケーションの円滑化

(1) 法人の運営方針等の共有

法人に所属する教職員が本法人の運営方針等を共有するため、理事会及び評議員会の議事録をファイルサーバーにアップし、情報共有を図る。また、理事会、評議員会開催後の直近の教授会において理事会及び評議員会の議事内容の説明を行う。

3. コンプライアンスの体制強化と推進

(1) コンプライアンス関連規程の整備と周知

- ① 役員は「学校法人二戸学園役員行動規範」「学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程」を遵守し、法人運営に係る適切な活動に努める。
- ② 引続き、教職員等に対して「役員及び教職員の行動規範」や「倫理規程等のコンプライアンス関連規程」及び関係図を周知し、コンプライアンス意識の徹底を図る。
- ③ コンプライアンスの重要性の認識を高めるため、関連規程等をホームページに掲載し、周知徹底を図るとともに、関連する研修会を開催する。

(2) 利益相反マネジメントの強化

本年度も、利益相反マネジメント規程及び実施細則に基づき、役員及び教職員が利益相反に関する報告書を提出し、法人倫理委員会の評価を基に理事会において適切に対処していく。また、監事は本規程の遵守状況について監査を実施し、理事会に報告する。

(3) ハラスメント対策の強化

- ① 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン及び相談員対応指針」を全教職員、学生に対して周知徹底を図り、事案が生じた場合は「ハラスメント防止対策委員会」を中心に適切に対処していく。
- ② ハラスメント防止対策委員会と FD 委員会が協働して、ハラスメントに関する研修会を実施する。
- ③ 今年度も、「ハラスメント防止・対応ハンドブック」を教職員、学生に配付し、ハラスメント意識の向上と防止に努める。

(4) 公益通報についての周知

公益通報に関する規程と他のコンプライアンス関連規程との関係性を整理し、職員への周知を図る。

4. リスク管理体制の整備と強化

(1) リスク管理体制の見直し

- ① 資金決済面でのリスク回避については、帳簿上のチェックを今後も定期的実施する。また、経理処理に当たっては、資金払出担当者とシステム入力担当者を分離し、相互チェックによるリスク回避に努める。
- ② 規程の整備が必要となる災害や情報漏洩等のリスクを洗い出し、他大学の例も参考に関連部署において検討する。

(2) 想定される危機への対応策の整備

- ① 危機管理対応（防犯、防災等）について、新年度のガイダンス時に災害対応等に関するポケットマニュアルや講義室等に設置する緊急コール装置について周知する。また、災害対策マニュアルや防犯マニュアルの周知を徹底するとともに、感染症流行情報や実習前対策の徹底に関するメール発信等の充実を図る。
- ② 最新の感染症流行状況等を踏まえ、感染対策マニュアルの見直しを検討する。また、防犯及び災害対策マニュアルに関して、マニュアルを基にした SD 研修会を開催するとともに、研修結果を分析し、より現実に即したマニュアルの改訂を検討する。
- ③ 引続き、防火・防災、救急救命、防犯等に関する学内訓練を、これまでの実施状況を

検証し、よりレベルアップした形で実施する。

(3) 想定外の危機への対応

想定外の危機状況が発生した場合は、他大学の例や国・地方自治体の対応方針等の情報収集を行い、危機管理本部において対応策を検討し、速やかに職員及び学生に周知する。

5. 業務執行体制の見直しと人事管理

(1) 現業務体制の検証と見直し

新たに発生する業務等の現状を踏まえ、各課内各課間の業務の洗出しと分担について見直しを行い、業務に停滞が生じないように努めていく。

(2) 業務内容及び人員配置の継続的見直し

- ① 現状の各課の業務について、合理化の可能性と無駄の排除等の検討を行い、効率的な業務運営について引続き取り組んでいく。
- ② 業務内容の見直しと効率化を図るとともに、財務状況にも留意しつつ、質の高い法人運営と教育支援を行っていくための適切な人員配置を検討する。

(3) 専門性の高い人材の採用

専門性の高い人材の登用が困難な状況の中、事務局内の情報共有や OJT を通して業務能力の向上に努める。

(4) 将来を見据えた事務職員体制の整備

引続き、将来を見据え、本法人の安定的な運営と継続性を担保するため、若手事務職員育成に留意した運営を心掛ける。

(5) 人事考課制度の実施と活用

「事務職員の人事評価」を継続し、事務改善や適切な職員配置、職員の資質向上に繋げていくとともに、事務業務の資質向上を目指す。

6. 効率的な事務体制の構築

(1) 事務局内の確実な情報伝達と共有化

- ① 定期的に開催している若手事務職員による「事務連絡会」の議事内容について、幹部職員を構成員とする「連絡調整会議」においても情報を共有し、適時適切に必要な対応を行う。
- ② 学長、事務局長、各課長及び常務理事等による「連絡調整会議」(月2回開催)を開催し、教学・管理運営面の情報を共有するとともに、諸課題について協議・方針を決定し、関係部署や委員会等に方向性を示すことにより、大学の適切な運営に資する。

7. 各種会議(委員会)の見直しと活性化

(1) 自己点検委員会による検証評価

自己点検評価委員会は、今後とも学内に設置する各種の委員会の活動目標・内容の現状や機関別認証評価の評価結果、評価の視点に留意し、必要な改善を関係委員会や事務局に要請していく。

(2) 各委員会の所掌事項の見直し

引続き、各委員会の所掌内容や活動状況の検証を行い、必要に応じ所管事項等の見直し等を行う。

(3) 委員会運営の効率化

- ① 委員会間の連携・協力を高め、相互に関係する事案についての情報を共有することにより、教授会機能の強化と合理化に努める。
- ② 引続き、各委員会における運営方法、資料の削減、簡素化等の効率化に努めていく。

8. 給与体系の検証

(1) 現行の給与規程改正の検討

引続き、給与制度の見直しについて検討する。

9. 職員の資質向上

(1) 職員の能力向上とモチベーションの向上に繋がる取組の推進

- ① 文科省、私立大学協会等が開催する管理職対象の研修会等に参加し、事務職員へ還元することに努める。
- ② 昨年度に引続き、対面形式で実施される各種の外部研修会などに積極的な参加を促す。また、当該研修に参加した職員による報告を徹底する。

(2) 全教職員が参加するSDの充実

引続き、対面、対面・オンデマンド併用形式等で、FD・SD研修会を開催する。

(3) 若手職員の資質向上

引続き、外部研修の情報を収集し、必要な研修に積極的な参加を促す。

10. 広報活動の推進

<大学の知名度・認知度を高めるための活動>

(1) 持続性のある体系的広報活動の展開

更新したホームページを随時見直し掲載内容の充実に努めるとともに、大学案内等の各種の広報関連資料とも連動した統一感のあるものとなるよう努める。

(2) 広報活動の目的・ターゲットの明確化

ホームページ及びオープンキャンパスの内容の充実に努めるとともに、在学生による卒業高校への高校訪問や高校の進路指導教員を対象とした「進学指導教員懇談会」を充実させ、高等学校への理解を深める。また、入試前のテレビ放映など広く保護者への広報にも努める。

(3) オープンキャンパス・大学祭をととした大学認知度の向上

オープンキャンパスへの参加者が本学受験に結び付いている事例が多くみられることから、さらに看護体験等の魅力あるプログラムの充実に努める。また、大学祭については、在学生の活動紹介など取り入れて、本学の魅力の向上とその広報に努める。

(4) 地域の行事・活動への積極的な参加

「さんさ踊り」への参加は、本学の認知度を高める機会として今後とも継続していく。

また、他の地域行事への参加やボランティア活動についても学生の意見を聴きながら実施に向けた学生支援を行っていく。

(5) 公開講座をとおした大学認知度の向上

広く地域社会への認知度を高めていくため、社会状況や地域の関心事に焦点を当てた公開講座の開催等、地域貢献活動の充実に努める。

(6) 大学 HP をとおした大学認知度の向上

ナーシングプレッジセレモニーや学会開催等の大学行事、教員の研究活動、学生の活動等を動画等も用いてホームページを中心に魅力的に発信するとともに、地域のメディアに紹介し、広く社会に発信してもらうような取組みの推進に努める。

<学生確保のための活動>

(1) 学生確保につながる有効な広報活動の展開

本学の行う広報活動について、進学情報機関からの情報や在学生を対象としたヒアリング等を参考にして、より広報の幅を広げる。

(2) 高等学校訪問、進学相談会等をとおした広報の展開

- ① 高校訪問、高校主催の進学相談会、看護協会等主催の進学相談会等の充実に努めるとともに、それぞれの効果を検証し、広報活動のレベルをさらに高めていく。
- ② 「進学指導教員懇談会」について開催時期・回数等について検討するとともに、これまでの実施状況を検証し、会議内容の充実を図る。

(3) 広報活動への在学生の協力

新型コロナウイルス感染状況等から中断していた在学生同伴の出身校高校訪問を在学生の協力を得ながら実施する。

1 1. 情報の公開（透明性の確保）

(1) 以下のような教育・研究に関する情報を積極的に公表

- ・大学及び大学院の教育研究上の目的、3つのポリシー
- ・教員組織
- ・入学状況、在学状況に関する情報
- ・教育課程、シラバス
- ・学修評価基準、卒業認定基準
- ・校地・校舎等の学修環境
- ・授業料等、大学が徴収する費用
- ・学生の修学支援、生活支援（奨学金等）、キャリア支援に関する情報
- ・学則等主要規程 等

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

(2) 以下のような学校法人に関する情報を積極的に公表

- ・寄附行為
- ・財務諸表
- ・中期計画、事業計画、事業報告

- ・自己点検・評価報告書
- ・監事の監査報告書
- ・役員、評議員に関する事項
- ・役員等報酬基準 等

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

(3) その他、以下のような大学の活動に関する情報を積極的に公表

- ・ガバナンス・コード
- ・大学設置認可申請書
- ・大学院設置認可申請書
- ・大学及び大学院設置に係るアフターケアに関する資料
- ・機関別認証評価関係資料（「自己点検評価書」及び「評価報告書」）
- ・教員の研究業績の状況
- ・本学が行う社会貢献活動等の状況
- ・学生の課外活動等の状況 等

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

VI. 法人の財務及び会計

1. 財務基盤の安定化

(1) 志願者・学生の確保

① 学生確保に向けて、

- ア、高等学校との連携を強化するため、時宜を得た進路指導教員との懇談会の開催、
- イ、大学の進学に関する現況や本学にとって有効な広報手段等を把握するため、教育事業関連会社からの情報収集、
- ウ、ホームページの充実に加え、Web 媒体を活用した情報発信、などの広報活動を展開する。

② 感染対策に留意しながら対面での受験生等との接触（進学説明会やオープンキャンパス、高校での進学相談会など）の機会の拡大に努める。

(2) 人件費の抑制

- ① 固定経費である人件費比率は、依然高い状況にある。看護系教員の給与水準は、全国的に高い状況（学部等設置時の教員確保）が続いているが、人事異動のタイミングを捉えて教員の年齢構成の適正化等に努め、中長期的な視点で人件費の抑制を図っていく。

(3) 質の高い教育を展開するための財源の安定化

經常費補助金の支給額に影響する増減率の向上を図るため、令和3年度から教育研究経費と管理経費の区分の見直しを行ってきた。今年度も引続き説明可能な範囲で適切な各費目の見直しを行い、教育研究経費比率が高まるよう努める。

2. 外部資金の獲得

競争的外部資金の強化

科学研究費補助金の獲得に向け、引続き関連するFD研修会の実施及び申請書作成の支援等の取組を行う。また、科学研究費補助金以外の外部資金に関する情報を収集し、速やかに教員に提供し資金獲得に向けた支援を充実させる。

3. 経常費補助金の確保

経常費補助金獲得の強化

- ① 経常費補助金の算定基準等の修得に努め、より多くの補助金が獲得できるよう予算配分等を含めて検討していく。特に補助金算定（増減率）に影響する入学定員や収容定員充足率、教育研究経費比率等の状況については、常に留意して大学運営を行う。
- ② 現状においては、本学は改革総合支援事業等の特別補助の交付要件を満たす状況にはないが、今後とも補助要項の変更等の情報に留意し、特別補助の対象になるよう必要な改革に取り組んでいく。

4. 寄附金の創設

新たな寄附金の創設について、他大学の例をさらに収集するとともに、本学の実態に合ったものとして理事会、教授会とともに検討を進めて行く。

5. 会計システムの健全化

(1) 会計関係規程の整備

現状の会計関係の規程は、基本的な事項を中心に本学の実態に合ったものとして整備しているが、私立学校法改正等の制度改正に伴う会計基準の取扱いに変更があった場合等には、適切に現行規程の改正、新設等を行う。

(2) 会計処理基準との適合性の検証

- ① 現行の会計処理基準については、監事や会計監査人の意見を聴き、現時点において問題はないことを確認している。今後とも監事監査等により適切性を確保するとともに、指摘があれば、現行規程の改正等を含め、適切な対処を行う。また、学校法人会計基準は今般の私学法改正に伴い改正が行われ、令和7年度決算から適用されることとなった。このため、改正後の同基準に基づき、監事や会計監査人の意見を聴き、適正な会計処理を行う。
- ② 会計処理の公正性確保の観点から、内部監査室、監事とも協議し、会計処理の点検を徹底し、必要に応じ処理基準・方法の見直しを行う。

6. 適切な会計監査の実施

(1) 監事と内部監査室による会計監査の実施

今年度も引続き会計監査計画を策定し、監査結果を理事会に報告するとともに、関係部署に改善の方向性等を指示する。また、私立学校法の改正に伴う会計処理等についての変更点に関して、監事、事務局が改正後の円滑な移行等についての意見交換を行い、適切な対応ができるよう準備を進める。

(2) 三様監査による、より充実した会計監査

引続き、監事、会計監査人、内部監査室による三様監査を実施するとともに、改正私立学校法に基づき、特に監査体制（監事の補助・内部監査、監事と会計監査人の連携、監事への内部通報等）への具体的な対応策を検討する。

7. 中期計画の遂行に伴う予算の確保

(1) 大学の教育・研究を推進するために必要な設備・備品等の整備

備品等の整備については、教育・研究の質の維持と向上のため、適切な予算確保に努める。また、経年劣化している機器・備品も多く、これらの更新（機能性のアップを含む。）に当たっては、必要性の高いものから計画的に整備していく。

(2) 附属幼稚園の施設、設備・備品等の整備

質の高い魅力的な教育・保育活動が展開できるよう、引続き備品等の充実に努める。

(3) その他の財務上必要な対応

施設整備拡充特定資産の積立（第2号基本金）については、今後、備品の経年劣化による更新、施設の補修、新たな機器・備品の整備等の必要性が想定されるため、本年度以降の中期的な財務状況を踏まえ、検討していく。

VII. 外部評価の受審

外部評価として、以下の評価機関による評価を受ける。

(1) 大学の認証評価（機関認証）の受審

次期の受審に向けて、第4期認証評価の評価基準に加え、中央教育審議会答申（令和7年2月21日）も踏まえた検討を進める。

(2) 看護教育評価の受審

看護教育評価の受審については、受審校が少ない現状を鑑み、引続き情報収集に努めるとともに、何年か先を見越して受審について検討する。

VIII. 附属幼稚園

1. 教育・保育内容の充実

(1) 外部講師の活用

本園の理念・方針に則り、着実に教育・保育を進めるとともに、引続き以下のような特色ある取組を推進する。

- ① 3・4・5歳児を対象としたスポーツクラブ等の講師による月3回程度の体育教室を実施し、園児の運動能力の向上に努める。
- ② 英語がより身近に感じられるよう、4・5歳児を対象とした外部の講師等による月2回程度の英語教室を実施する。

(2) 教育手法の改善

教育・保育が魅力あるものとなるよう、以下のような取組を推進する。

- ① 園舎施設を有効に活用した「新たな教育方法による教育やカリキュラム」については、

現状の教育についての評価・検証を基盤にして引続き検討を進め、具体的なカリキュラム案を提示する。

- ② 月3回程度の職員会議を開催し、行事内容の確認と評価、園児の状況等の情報共有に努め、適切な園運営に努める。また、若手職員の保育上の悩みについての相談も園長や先輩職員が丁寧に対応していく。
- ③ 職員会議や園内研修により、ヒヤリ・ハットや感染症等への対応についての情報共有に努める。また、園内研修については、年間計画を策定し、同計画に基づき職員の質の向上に努める。
- ④ 県、市、私幼認定こども園等の主催によるキャリアアップ研修や「いわて保育園看護職の森」による保育看護職研修会等に積極的に参加する。

(3) 大学との連携

昨年度に引続き、大学教員による研修等の実施を検討する。

2. 園児の確保

(1) 特色ある教育・保育の展開

- ① 本園の特色ある取組である体育教室、英語教室を引続き実施するとともに、保護者等の意見も参考に新たな取組を検討する。また、二戸市の子育て支援事業について、園庭・園内施設開放の実施、親子のふれあい遊び・交流、読み聞かせ・育児相談・お楽しみ製作などの企画・運営を行う。
- ② 引続き、園庭や近隣の農園において、野菜の栽培やジャガイモ等の苗植え・栽培・収穫などの体験活動を実施する。
- ③ 園児に季節を感じてもらおう年中行事として、こいのぼり会や夏祭り、ハロウィンなどの行事を企画・実施する。

(2) 効果的な広報活動の展開

- ① FacebookなどのSNSを活用し、各種行事の写真やこども達の活動をリアルタイムで公開することなどにより、魅力的な情報発信に努める。
- ② 上記情報を中心に、保護者に訴える魅力あるホームページの改訂に努める。
- ③ 引続き、新聞への折込チラシ、園児募集ポスター作成による広報活動を展開する。

(3) 地域との交流の推進

- ① 夏祭り、運動会、ハロウィンパレード、おかえりなさい会等の行事については、卒園児の招待や地域住民との交流の場として実施する。また、介護老人保健施設への訪問については、同施設と実施方法等を十分に相談の上、実施する。
- ② 大学教員による地域のニーズに基づいた講演会等を実施する。

(4) 口コミの活用

引続き、園施設の開放等による広報と周辺地域の幼児保育需要に関する情報収集に努める。また、二戸市の子育て支援事業に参加し、妊婦や未就学児を対象としたイベントを実施する。

3. 運営体制の整備

(1) 職員の資質の向上

- ① 先輩教諭の指導方法等を学び、実践に結び付けていく取組を進めることにより、若手職員のスキルアップを図る。
- ② 若手の保育士等を各行事の企画段階から積極的に参加させ、園運営への参加意識を高める。

(2) 柔軟な事務処理体制

園の事務処理に当たっては、若い職員の業務配分の工夫により、保育業務と並行し進められるような柔軟な対応を行っていく。

(3) 法人本部及び北上こども園との連携

- ① 法人本部との連携を強化し、適切な会計処理及び定期的な情報共有を行う。
- ② 附属北上こども園との情報交換や知見を共有し、互いの教育・保育の質を高めていくことを目的に両園による連絡懇談会等の開催を検討する。

4. 施設・設備の充実

(1) 園舎の整備

経年による施設の不具合や園運営に必要な補修・改修について、設備整備と並行して整備計画案を策定し、法人本部とも十分協議しながら適切に取り進める。

(2) 園児の安全確保

- ① 年2回の消防用設備等の点検を行うとともに、遊具等の設備についても安全性の観点から、定期的な保守点検を確実に行っていく。
- ② 園児の教育・保育に必要な施設・設備等の整備に当たっては、常に園児の安全性を最優先にして行う。
- ③ 引続き、安全な保育の維持のため、保育体制の充実・強化のための必要な求人活動を進める。

(3) 設備・備品の整備

園運営の過程において必要となった新たな機器・備品の整備・更新については、施設整備と並行して整備計画案を策定し、適切に取り進める。

(4) 堀野字東側地区の園舎

堀野地区園舎の取壊し等の処分については未だ未調整であるが、処分に当たっては自治体等との事前相談等が重要であり、対処計画の策定段階から十分な協議・調整を行う。

IX. 北上認定こども園

1. 教育・保育内容の充実

(1) 教育手法の確立・改善

- ① 本園の理念・方針に則り、次の点に留意しつつ着実に教育・保育を進める。
 - ア、職員会議を毎週開催し、園児の状況等の情報共有、教育・保育計画の確認と評価を行い、今後を見据えた適切な園運営に努める。
 - イ、ヒヤリハットや感染症等についての情報共有に努め、適切に対応していく。

ウ、若手保育教諭や職員の悩みについて相談しやすい環境をつくり、園長や経験豊富な職員が丁寧に対応していく。

② 教育・保育の質を向上させていくため、以下のような取組を推進する。

ア、各行事の実施状況と評価を職員間で共有し、毎年度の教育・保育計画に反映させていく。

イ、園内研修計画を策定し、計画に基づき職員の質の向上に努める。

ウ、関係機関等が主催する研修会へ積極的に参加し、園内還元報告会等を通して全職員がさまざまな知見を共有していく。

(2) 大学との連携

大学教員による園の教育・保育に関連する研修等の実施を検討する。

(3) 外部講師の活用

園児の状況や興味関心、保護者の意見等も参考にして、体操教室、ダンス教室、英語教室、スイミングなど外部講師による特色ある教育を検討していく。また、eスポーツ施設を活用した教育を展開する。

2. 園児の確保

(1) 特色ある教育・保育の展開

① 七夕祭りやクリスマス会等の季節を感じられる年中行事を、園児の状況に合わせて積極的に計画、実施する。

② 園庭に設けた農園を活用して、季節の野菜栽培と収穫などの体験活動を行う。

③ 魅力ある教育活動として展開している英語教室や体操教室等については、適切な外部講師を選定し、円滑な実施ができるよう調整していく。

(2) 効果的な広報活動の展開

① 施設見学の実施、子育て支援事業の充実、北上市内の商業施設・公共施設内へのガイド掲示などを通して積極的に発信する。

② 折込みチラシや北上市広報紙、ラジオなどの媒体により積極的な広報活動を行う。

(3) 地域との交流の推進

① 地域行事への園児の参加や園行事への地域住民の招待等、地域との交流活動を推進する。

② 未就園児の親子教室、園庭開放、育児相談、一時預かり保育など、地域社会との交流を通して本園の認知度を高める。

③ 同一敷地内にある介護老人保健施設と協議の上、訪問交流会等の実施を検討する。

④ 地域のニーズに基づいた大学教員による講演会を検討する。

3. 運営体制の整備

(1) 職員の資質の向上

① 各保育教諭等の互いの教育・保育に関する知見を共有し、実践に結び付けていく。また、幼児教育、保育に関するFD研修（外部講師の招へいを含め）の実施を検討する。

② 関係機関等が実施する外部研修会等に積極的に参加するとともに、園内研修の実施に

より教職員の資質の向上に繋げる。

- ③ 各行事の企画段階から全職員が参加し、園運営への参加意識を高めていく。

(2) 事務処理、教育・保育体制の確立

- ① 法人本部との連携を密にして、適切な事務処理に努める。
- ② 二戸の附属幼稚園との情報交換や知見を共有し、互いの教育・保育の質を高めていくことを目的に、両園による連絡懇談会等の開催を検討する。
- ③ 教育・保育体制の充実のため、保育教諭の補充等の求人活動を積極的に行っていく。

4. 施設・設備の充実

(1) 園舎、設備・備品の整備

- ① 新設園舎の施設について、園児の安全性の観点から不具合や危険箇所がないか等を点検し、必要に応じ改修等を行なう。
- ② 開設に当たって必要な設備・備品等の整備を図ったが、園運営を進めていく段階で追加で整備の必要が生じた場合等は、法人本部とも調整の上、適切に対応していく。

(2) 園児の安全確保

防火設備、園庭遊具、その他の設備について定期的保守点検を確実に行うほか、園児の安全を最優先にした整備に努める。

X. 仙台看護学部を設置準備

独立行政法人国立病院機構仙台医療センターが「独立行政法人国立病院機構仙台医療センター敷地内の建物を活用し看護大学を設置・運営する事業」の公募型企画競争を実施し、令和6年9月に本法人が当該事業の実施者として決定された。これに伴い、本法人は、令和10年4月の看護学部設置を目標として、設置準備を行う組織の設置、必要な施設・設備の整備の準備及び文部科学省への学部設置認可申請に必要な事前調査の検討等の設置準備を進めていく。

(以 上)